

# 全国の経営者協会が、本日、 厚労省などに「最低賃金改定に係る 目安審議に関する要望」を提出しました

本件に関するお問合せ先  
愛知県経営者協会  
総務グループ 牧野  
名古屋市中区栄 2-10-19  
会議所ビル 7 階  
Tel 052-221-1931

ここ数年の最低賃金の大幅な引き上げにより、中小・零細企業の経営や雇用への影響が大変懸念されております。特に、今般の大震災により被災地はもとより全国の企業に深刻な状況が広がっており、多くの企業で経営と雇用への不安が大きくなっています。そのような中で、本年の最低賃金の改定論議が始まるうとしております。

各地の最低賃金の改定に大きな影響を及ぼす中央最低審議会での「目安」の審議にあたり、地域の企業経営者等で組織する経営者団体として、地方の経済実態を考慮した目安決定が行なわれるよう、**本日、全国 37 経営者協会が連名で中央最賃審議会等に対して、別添の内容の「要望書」を提出しました。**

**【要望書の提出先】** 中央最低賃金審議会、厚生労働省担当部局、その他関係機関

**【要望者名】** 全国 37 の道府県・地域の経営者協会等 【名称は、別添資料参照】

## 要望内容(骨子)

最低賃金の決定にあたっては、その地域での生計費や賃金の上昇率、企業の支払能力に基づくことが大原則であるにも関わらず、平成 19 年度以降、大幅な引き上げが続いている。

これは、「成長力底上げ推進円卓会議」(平成 19 年 7 月)や「雇用戦略対話会議」(平成 22 年 6 月)での政労使合意が、中央での目安審議ならびに地域での改定審議に大きな影響を与えているためであるが、この「対話会議」の合意には引上げの前提条件が付されています。しかしながら、**昨年の中央最賃審議会における目安審議では、この前提条件が考慮されない目安提示が行なわれ、各地の最賃は大幅な引上げとなりました。**今年の目安審議にあたっては、次の 2 点を考慮されることを要望した。

- (1) 目安審議にあたっては、昨年 6 月の雇用戦略対話会議において確認した「2020 年(平成 23 年)までの平均で、名目 3%、実質 2%を上回る成長」との前提条件を軸に、地方の厳しい経済実態を踏まえて議論をしていただきたい。
- (2) 地方の中小・零細企業の経営状況や雇用実態の把握に努めるとともに、目安を示す場合には地域の最賃審議の自主性を損なわないようご配慮いただきたい。

## (参考) 最賃引上げに関する過去 5 年間の推移

年 度	引上げ 目安額	地域最低賃金		使用者委員 全員が反対した県	GDP 成長率		消費者物価 上昇率
		最低額	全国平均		名目	実質	
18	+2~4 円	601 円	673 円	7	1.5%	2.3%	0.1%
19	+7~19	618	687	3 2	1.0	1.8	0.3
20	+7~15	627	703	3 2	4.6	4.1	1.2
21	示さず	629	713	2 0	3.7	2.4	1.6
22	+10~30	642	730	3 8	0.4	2.3	0.8

平成 23 年 6 月 16 日

殿

## 地域最低賃金改定に係る目安審議に関する要望について

全国 37 経営者協会

日頃は、わが国の勤労者の生活を支える最低賃金法につきまして、格別のご尽力を賜わり心より感謝申し上げます。

私どもは地域の企業経営者等で組織する経営者団体であります。最低賃金に関しましても、地域の最低賃金審議会の使用者委員を推薦するなど、深くかかわりを持っております。

私どもは、ここ数年の最低賃金の大幅な引上げによる中小・零細企業等の経営および雇用への影響を大変心配しております。特に本年は、3月11日の東日本大震災により東北、関東の被災地域はもとより、日本全国に深刻な影響が拡がっており、多くの企業が経営の立て直しと雇用の維持に全力で取り組んでいるところであります。

本年の最低賃金の改定論議もまもなく始まると伺っておりますが、最低賃金の改定審議に大きな影響を及ぼす「改定目安」につきまして、別紙のとおり要望をさせていただきたく存じます。

趣旨ご賢察のうえ、よろしくご高配を賜わりますようお願い申し上げます。

## 地域最低賃金改定に係る目安審議に関する要望

地域の最低賃金審議に大きな影響を与える、中央最低賃金審議会での「改定目安」の審議につきまして、下記の 2 点をご考慮のうえご審議をしていただくようお願い申し上げます。

1. 目安審議にあたっては、昨年 6 月の雇用戦略対話会議において確認した「2020 年度までの平均で、名目 3 %、実質 2 %を上回る成長」との前提条件を軸に、地方の厳しい経済実態を踏まえて論議をしていただきたい。
2. 地方の中小・零細企業の経営状況や雇用実態の把握に努めるとともに、目安を示す場合には地域の最賃審議の自主性を損なわないようご配慮いただきたい。

地域別の最低賃金は、平成 19 年以降の改定はそれ以前とは大きく異なり、大幅な引上げが続いています。これは、平成 19 年 7 月の第 2 回成長力底上げ推進円卓会議や昨年 6 月の雇用戦略会議での政労使の合意内容が、その後の目安審議や地域の審議に大きく影響を与えているものと考えております。

また、平成 19 年 11 月に成立した最低賃金法改正法により、最低賃金の決定基準として生活保護との整合性に配慮することが加えられました。

最低賃金の決定は、当該地域における労働者の生計費および賃金、企業の支払能力に基づくことが大原則であります。

平成 20 年秋のリーマンショック後の世界同時不況により、わが国の経済情勢は一変し、とりわけ地方や中小・零細企業の経営実態は依然として厳しい状況が続いております。加えて、先の東北地方太平洋沖地震による未曾有の被害は、東北・関東地方のみならず国全体の経済に深刻な影響を及ぼしております。

また、厚生労働省が昨年実施した調査におきましても、最低賃金を大幅に引き上げることに對し、多くの中小企業が「製品単価が低い」「価格転嫁ができない」などを問題点としてあげています。また、具体的な対応として「事業規模の縮小」「廃業を検討」や「給与水準の引下げ」「新規採用の取り止め」などをあげる企業が少なくないことが明らかとなっています。

中小・零細企業の経営実態と乖離した最低賃金の引上げは、企業を一層疲弊させ、雇用の喪失につながります。

加えて、現在わが国の消費者物価は横ばいないし下落の基調が続いており、最低賃金の引上げの必要性はないと考えられます。

次に、生活保護との整合性については、賃金が生活を支える重要な柱という点はもちろんです。一方、賃金はその勤労者の働きが産み出す付加価値の高さを反映するという側面も重要であります。そして、何よりも国民の生活水準の確保は第一に政府の役割であり、社会福祉の問題であります。

なお、昨年の各地域の最低賃金の改定審議をみますと、貴審議会が公益委員見解として示した「改定目安」が最低基準となり、さらなる上積み論議するという審議となった結果、多くの地域で使用者委員が反対のまま決定されるという異常事態となりました。

私どもは、昨年のような審議状況は、地域の実情に即した自主性のある最低賃金審議とはいえない状況であると考えております。

以上のことから、今年を目安審議につきましては、先の2点の要望をご考慮いただき、慎重審議をお願いする次第であります。

以上

(別紙)

今回要望させていただく全国の経営者協会等は以下のとおりです。

北海道経営者協会  
(社)岩手県経営者協会  
(社)栃木県経営者協会  
(社)茨城県経営者協会  
(社)長野県経営者協会  
山梨県経営者協会  
愛知県経営者協会  
(社)岐阜県経営者協会  
三重県経営者協会  
大阪経営者協議会  
兵庫県経営者協会  
京都経営者協会  
(社)滋賀経済産業協会  
福井県経営者協会  
和歌山県経営者協会  
奈良県経営者協会  
(社)石川県経営者協会  
(社)鳥取県経営者協会  
岡山県経営者協会

広島県経営者協会  
山口県経営者協会  
愛媛県経営者協会  
香川県経営者協会  
高知県経営者協会  
徳島県経営者協会  
福岡県経営者協会  
佐賀県経営者協会  
熊本県経営者協会  
長崎県経営者協会  
大分県経営者協会  
鹿児島県経営者協会  
宮崎県経営者協会  
(社)沖縄県経営者協会  
会  
尼崎経営者協会  
姫路経営者協会  
伊丹経営者協会  
堺経営者協会